

あなたは NISA? つみたてNISA?

それとも

はじめませんか? 資産形成

平成30年1月から、
いままでのNISA(以下一般NISA)に加え
「つみたてNISA」が新しくはじまりました

NISA(少額投資非課税制度)とは、NISA口座での運用益
(配当所得、譲渡所得)が非課税となる税制優遇制度です。
平成26年からスタートした一般NISAに加え、
平成30年1月から「積立方式」での運用に特化した
「つみたてNISA」がはじまりました。



目的によって使い分けよう!

下記は一例です。将来の成果を保証するものではありません。

毎月少しずつからでも
資産形成をはじめたい

つみたて
NISAで

20年という長期にわたる非課税期間を利用して、毎月コツコツと積み立てられます。※年間非課税枠は40万円です。

5年後予定している
リフォームに向けて
資金を300万円貯めたい

一般NISAを
積立方式で!

従来のNISAも毎月積立方式で運用することができます。月50,000円、年間60万円を積み立てれば、5年間で300万円の投資になります。※年間非課税枠は120万円です。

手元にある余裕資金を
投資信託で運用したい

一般NISAと
課税口座で!

年間120万円までの額を一般NISAで、それを超える金額は特定口座/一般口座(収益は課税されます)で運用できます。

三島信用金庫

商号等：三島信用金庫

登録金融機関：東海財務局長(登金)第68号

譲渡所得、配当所得にかかる税率

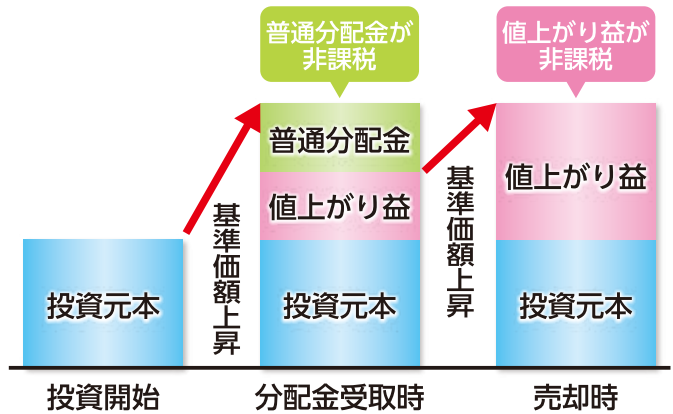
税率

特定/一般口座	NISA口座
20.315%*	0%

NISAなら

* 所得税および復興特別所得税15.315%+住民税5%

投資信託を購入した場合のイメージ図



仕組みの全体イメージ



- 課税口座で保有
- ロールオーバー
(翌年の非課税投資枠に移管すること)
- 売却

一般NISA
最大
600万円!



つみたてNISA
最大
800万円!

主な特徴

	一般NISA	つみたてNISA
年間非課税投資枠	120万円 (2014年~2015年は100万円)	40万円
非課税投資総額	最大600万円 (120万×5年)	最大800万円 (40万×20年)
投資対象	株・投資信託等	長期投資に適した一定の要件を満たす投資信託
投資方法	制限なし	積立方式のみ
投資可能期間	2023年12月末まで	2037年12月末まで
非課税運用期間	投資した日から最長5年間 (その後5年間ロールオーバーか課税口座へ移管もしくは売却)	投資した年から最長20年間

一般NISAとつみたてNISAの注意点



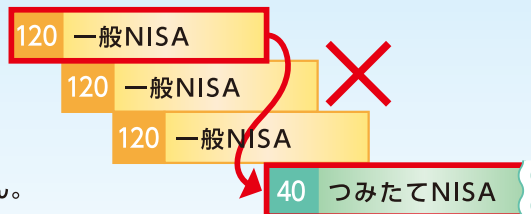
「一般NISA」と「つみたてNISA」の
併用はできません。

※年ごとにいずれかを選択することは可能です。

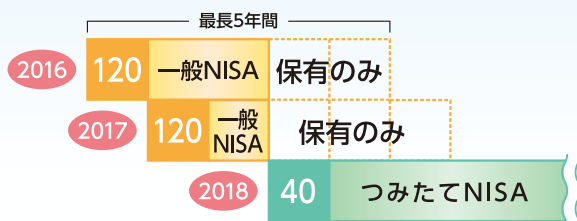


「一般NISA」で5年間運用した資産を、
「つみたてNISA」へロールオーバー
することはできません。

※「つみたてNISA」から「一般NISA」へのロールオーバーもできません。



「一般NISA」から「つみたてNISA」に変更する場合、
既に「一般NISA」で保有している商品については、
購入した年の1月1日から最長5年間はそのまま
非課税で保有可能です。売却益も非課税です。



NISA口座開設の流れ



ご用意いただく必要書類

1 マイナンバーが確認できる書類

- ・マイナンバー(個人番号)カード
- ・マイナンバーの通知カード
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し等

2 本人確認資料

- ・運転免許証 : 有効期間内のもの
- ・印鑑登録証明書 : 発行日から6ヶ月以内のもの
- ・住民票の写し : 発行日から6ヶ月以内のもの
- ・住民基本台帳カード : 有効期間内のもの
- ・健康保険証 : 有効期限内のもの、住所欄に現住所の記載・記入があるもの 等



● 提出する書類の種類など、詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



一般NISA/つみたてNISAの共通事項

ご利用できる方	日本国内にお住まいの満20歳以上の方 (口座を開設する年の1月1日現在)
払出制限	なし(いつでも途中で引き出すことができます)
特定口座からの 移管	特定口座や一般口座からNISA口座へ移管することはできません。
損益通算	NISA口座内で譲渡損失額が発生しても「ないもの」と見なされます。 他の譲渡益や配当等との損益通算や繰越控除はできません。
確定申告	必要ありません。

- ・一般NISAからつみたてNISAへのロールオーバー、つみたてNISAから一般NISAへのロールオーバーは制度上認められていません(一般NISAで5年間の非課税期間が終わった資産を、つみたてNISAの非課税投資枠に移すこと《ロールオーバー》はできません。運用を続けるためには特定口座/一般口座へ移す必要があります)。
- ・一般NISAかつつみたてNISAを選択し買付をすると、翌年まで区分変更(一般NISA⇒つみたてNISA、つみたてNISA⇒一般NISA)はできません。
- ・NISA口座、つみたてNISA口座では、分配金を再投資する場合でも投資枠を使ったとみなされるため、非課税枠を消化します。
- ・NISA口座の廃止は、非課税口座廃止届出書等のご提出が必要となります。窓口へご相談ください。



投資信託に関するご注意事項

●投資信託は預金、保険契約ではありません。●投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託の設定・運用は委託会社が行います。●投資信託の元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。●投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。●投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.24%(消費税込み)の購入時手数料、約定口座を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年1.7172%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。●投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。●投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません●投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書保管書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書保管書面等は当金庫本支店等にご用意しています。

※当資料は平成30年2月時点で公表されている情報や税法等に基づいて作成しております。今後内容等は変更になることがあります。

詳しくは、窓口または担当者までお気軽にお問い合わせください。